

「横浜特別自治市大綱」を改訂しました

1 横浜特別自治市大綱の改訂の基本的な考え方

- (1) 大都市制度改革の機運が高まっている機会をとらえ、横浜特別自治市を実現するための立法化の提案や具体的プロセスを明確にする。
- (2) 第30次地方制度調査会で指摘された、特別自治市について検討すべき次の3つの課題について、横浜市の考え方を提示する。
 - ・何らかの住民代表機能を持つ区の必要性
 - ・警察事務の分割による広域犯罪対応への懸念
 - ・全道府県税・市町村税を賦課徴収する周辺自治体への影響等
- (3) 大綱策定後8年が経過した中で、国の動向、社会経済情勢の変化、附属機関（第3次 横浜市大都市自治研究会）の答申内容等をふまえ、横浜特別自治市に係る情報を更新・提示する。

2 横浜特別自治市大綱 概要

- 第1 横浜特別自治市大綱策定及び改訂の趣旨
- 第2 大都市制度改革に関する横浜市の取組及び国の動向
- 第3 「特別自治市制度」が求められる背景・必要性
- 第4 横浜市が目指す特別自治市制度
- 第5 横浜特別自治市制度創設に向けたプロセス

3 添付資料

「横浜特別自治市大綱」（概要・本文）

4 林市長コメント

このたび、横浜市にふさわしい大都市制度「特別自治市」の早期実現を目指し、横浜特別自治市大綱を8年ぶりに改訂しました。第30次地方制度調査会で指摘された課題について、横浜市の考え方をしっかりと提示いたしました。

私は、市長としての11年半の経験から、現場を支える大都市とそれを補完する国や県との役割分担、そして、大都市の総合力を一層生かせる大都市制度改革が必要であることを確信しています。

私が会長を務める指定都市市長会においても、「多様な大都市制度実現プロジェクト」で特別自治市制度の立法化に向けた議論を進めており、5月の指定都市市長会議で中間報告としてまとめる予定です。

横浜市は、国における議論が進むよう、指定都市市長会と連携し、このたび改訂した大綱をもとに、関係省庁や政党に対して、これまで以上に力強く訴えてまいります。

お問合せ先

政策局大都市制度推進課長 高橋 佐織 Tel 045-671-4323